

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第47号

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市急病診療所条例施行規則

第1条中「京都市休日急病診療所条例」を「京都市急病診療所条例」に改める。

第2条第1項中「より診療所」を「より急病診療所（条例第1条第1項に規定する急病診療所をいう。以下同じ。）」に、「基づき診療所」を「基づき急病診療所」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)